



計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、障がいの重度化と障がい者の高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、2013年（平成25年）4月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。2016年（平成28年）5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

本市においても、障害者総合支援法に基づく『橋本市障がい福祉計画』を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

『第4期橋本市障がい福祉計画』の計画期間が2017年度（平成29年度）をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに『第5期橋本市障がい福祉計画』を策定します。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に『第1期橋本市障がい児福祉計画』を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画との関係

法で義務付けられている「障がい者計画」は、障がい福祉の基本計画であり、本市においては、「橋本市障がい者計画」が担っています。「障がい者計画」の実施計画が「障がい福祉計画」になります。

今回新たに策定する「障がい児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画等」）を一体のものとして作成できるものです。障がい福祉は、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、本市では、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体のものとして作成します。

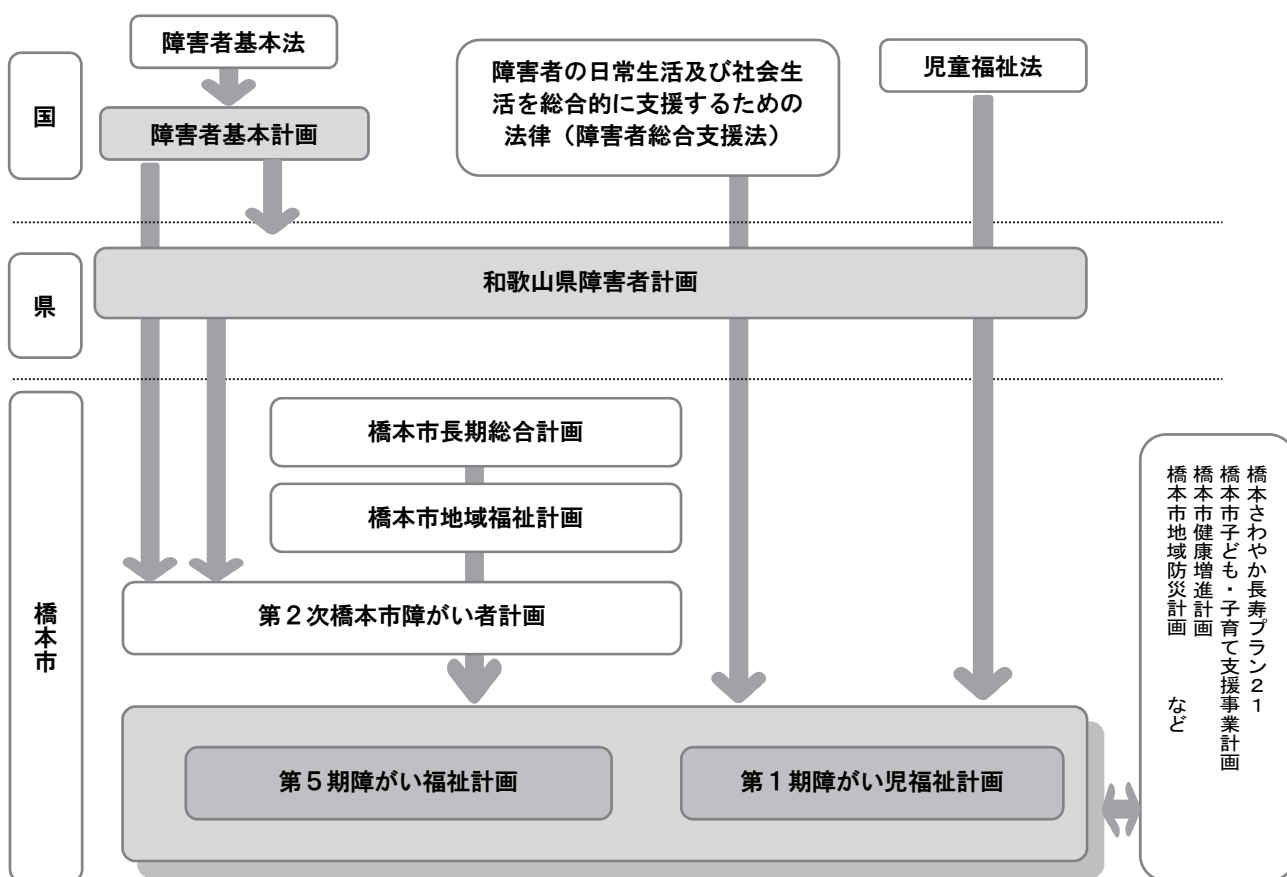
【表 橋本市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較】

	橋本市障がい福祉計画 (第5期)	橋本市障がい児福祉計画 (第1期)
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置付け	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	2018年度～2020年度	
計画の内容	○2020年度までの数値目標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	○2020年度までの数値目標を設定 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携

(2) 関連計画との整合性

本計画は、国及び和歌山県の計画との整合性を図りながら、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」や「橋本市地域福祉計画」、「橋本市子ども・子育て支援事業計画」、「橋本さわやか長寿プラン21」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

【図 計画の位置づけと関連計画】



3 計画の期間

「第5期橋本市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は、2018年度から2020年度までの3年間で計画期間とします。

ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

【図 計画期間】

